

# 事務局説明資料

商務情報政策局  
情報処理振興課

# 登録制の全体像と今後議論すべき各論点の対応関係

現行法

## 論点2

情報セキュリティスペシャリスト合格者  
(過去の合格者:約3万人※)  
※平成21年(現行試験制度)以降～

受験

合格

IPA

国家試験  
(情報処理技術者試験)

事務委任

資格者

〇〇士

- <守るべき規範>
- ✓ 信用失墜行為の禁止
  - ✓ 秘密保持
  - ✓ 名称使用の抑止

- <求められる資質>
- ✓ 最新知識・技能の継続的な習得

## 論点3

登録申請

登録承認

登録証交付

変更申請

登録取消

更新申請

更新承認

<〇〇士登録簿>

- ✓ 人定事項(氏名、性別等)
- ✓ 業務経歴
- ✓ 公表の同意
- ✓ 登録(更新)履歴
- ✓ ...

リバイス

<〇〇士登録簿>

- ✓ 人定事項(氏名、性別等)
- ✓ 業務経歴
- ✓ 公表の同意
- ✓ 登録(更新)履歴
- ✓ ...

事務委任

閲覧

経済産業省

第三者

## 論点5

資格者と同等以上の  
知識・技能保有者

## 論点4

試験・資格の普及・活用方策について

# 更新条件 検討のためのたたき台

前提1:更新期間は3年

前提2:登録制度のステークホルダーの視点を勘案

①認知度・社会的評価

②ベネフィット(単価、差別化)

③品質

④運営の持続可能性(規模、コスト)

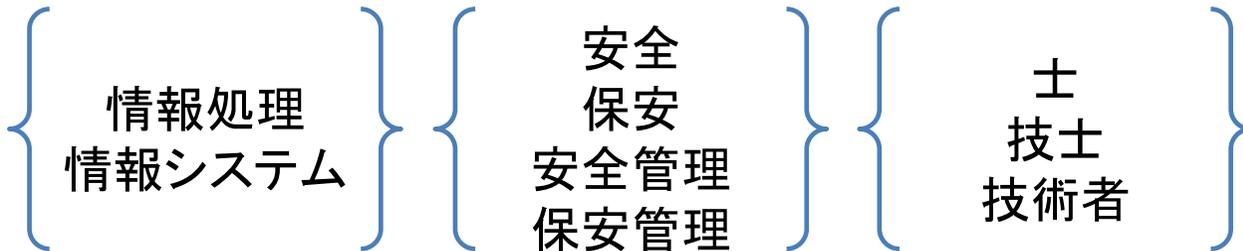
	再試験の実施 (一部免除)			実務経験の確認 (職務経歴書)	知識技能の継続向上(ポイント制)		その他 (個別面接)
					自己研鑽で資質向上	資格普及など対外活動	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の試験問題を活用可能</li> <li>・ステータス確立が必要</li> <li>・低合格率は規模縮小の懸念</li> <li>・実務経験との密接な関連性への理解が必要</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先との契約上の守秘義務</li> <li>・チェック時の調査の限界</li> <li>・登録簿公表に馴染むか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉石混交のおそれ</li> <li>・登録者同士の交流コミュニティに絡めやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者同士の交流コミュニティに絡めやすい</li> <li>・結果的な資質向上</li> <li>・第三者の目にさらされて質を維持できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストが膨大</li> <li>・登録者も面接時間確保が必要</li> </ul>
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティスペシャリスト試験(午前I、II)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティスペシャリスト試験(午後IIのみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習+チェックテスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間・規模・顧客・担当業務等の経歴</li> <li>・雇用主、顧客の推薦状の添付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の資格の取得</li> <li>・民間の講習受講</li> <li>・書籍購読</li> <li>・論文や研究会発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的な役職(公的委員)</li> <li>・査読のある論文発表</li> <li>・講演、パネリスト経験</li> <li>・メディア掲載歴(資格者としてのみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先に向いて面接</li> <li>・年何回か大都市で面接</li> </ul>

# 名称の検討

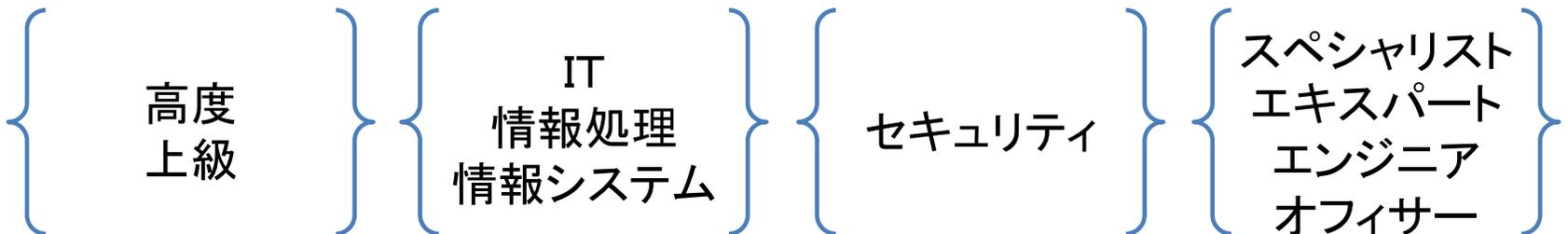
## ○名称に入れ込む要素

- 対象となる客体(情報処理、情報システム)
- 活動の内容(安全、安全管理、保安、保安管理)
- 技術的専門家(技士、技術者)

## ○漢字名称



## ○別名(通称名称として)



# 普及方策

## ○基本方針

- 各ステークホルダーがそれぞれ普及を支える
- 一朝一夕にはではなく持続可能な方策を継続的に実施する

## ○方策の例

- ユーザ企業が調達・採用に活用
- ITベンダ企業が取得を促進(一時金、昇進)
- 制度の国際的な認証
- 運営者による登録者コミュニティの場の設定
- 制度の法制化

# 経過措置について

## ○経過措置とは

- 資格登録制度前の試験合格者や資格登録に相当するだけの知識や技能の保有者についても、登録を認めるもの

## ○経過措置の必要性

- 人材の質を維持しつつ、登録者数を増やし制度の普及を促進する

## ○基本方針

- 制度開始時からの登録者数の規模の確保
- 認知度や社会的評価(権威)の向上
- 人材の質の担保

## ○想定される対象者

- GSOC (Government Security Operation Coordination Team: 政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム) など先端のセキュリティ実務従事者
- 過去の情報セキュリティスペシャリスト試験の合格者(どこまで遡及させるか、を含む)
- CISSP など他のセキュリティ関連資格・試験の合格者

# 想定される対象者像(資格認定レベルと適用範囲)

日本全体のセキュリティ水準向上には、以下のような取組が必要。①②は今回の資格登録とは別に対応し、登録制度は③を対象。

- ①基本的なセキュリティ知識の普及などリテラシーのレベルでの取組、
- ②(特に大手)ユーザ企業において社内セキュリティ技術者と連携して企業の情報セキュリティ確保を管理する人材の増加、
- ③安全な情報システムを作るために必要なセキュリティ技術を身に付けた人材の増加、

今回の資格登録の人材像は、例えば以下のような者。

- ◆ユーザ企業の情報システム部門で情報セキュリティに関する専門的な知識を有している者
- ◆ITベンダやセキュリティベンダに所属して情報システムに携わっている者やセキュリティ部門の専任者

